資料２-2

令和７年度宗像市地域防災計画の修正について（案）

１　風水害対策編　基本編

能登半島地震をふまえて

（１）第２章　災害予防計画　第３節　効果的な応急活動のための事前対策

追記：第７　避難体制の整備

市は、消防団及び関係機関と連携し、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、市民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）に関することを追記

（１）第３章　災害応急対策計画　第２節　災害応急対策活動　第１　防災気象情報の伝達　１防災気象情報等の種類・基準と伝達系統

追記：（３）顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報。警戒レベル４相当以上の状況で発表される。現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。

１．前３時間積算降水量（5km メッシュ）が 100mm 以上の分布域の面積が 500km2 以上

２．1.の形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）

３．1.の領域内の前３時間積算降水量最大値が 150mm 以上

４．1.の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合８割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

2　地震・津波対策編

南海トラフ地震に関することを追記

（1）第１章　総則　第７節　計画の運用等　第１　平常時の運用

追記：4　南海トラフ地震防災対策の推進支援

南海トラフ特措法 第３条 第１項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域（平成 26 年３月 31 日内閣府告示第 21 号）は、北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町である。 本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に該当していないが、該当する隣接市町において策定された南海トラフ地震防災対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を支援する。

（2）第２章　災害予防計画　第４節　効果的な応急活動のための事前対策

追記：第 21　南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。 市は、気象庁からの発表並びに国及び県の呼びかけに応じて情報収集に努める。 また、市民等に対し情報発信を行い、必要な対策、準備を実施するように呼びかけるとともに、必要に応じて警戒体制を整え、情報共有を図る。

3　その他

時点修正及び記載の適正化

・本市の気象（気温・降水量等）情報の推移について、履歴に直近年度分を反映

・本市の人口動向について、最新年度分を反映

【資料編】

・地区防災計画の策定状況

令和６年度：（策定済）自由ヶ丘地区（７自治会）

（策定中）池野地区、自由ヶ丘（2 自治会）

令和７年度：河東地区、南郷地区で計画の策定に着手